

# 平成29年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	平成30年3月14日(水) 九州防衛局 第1会議室	
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授)      松藤 泰典 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授)      清水 秀幸 (公認会計士) 増永 弘 (弁護士)	

## I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成29年10月1日～平成29年12月31日
審議対象件数	73 件

### 1. 入札状況について (入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数	5 件	(審議結果)
建設工事	一般競争	1 件
	一般競争 (政府調達協定対象外)	2 件
	随意契約	0 件
建設コンサルタント業務等	2 件	
意見・質問		回 答
○委員からの意見・質問  ○それに対する回答等	<p>【建設工事等発注実績について】 特になし</p> <p>【指名停止の措置状況について】 特になし</p> <p>【低入札価格調査情報について】 特になし</p>	

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【抽出事案について】</p> <p>1〔築城（29）仮設滑走路整備土木工事〕</p> <p>（一般競争（政府調達協定対象））</p> <p>・現在、福岡空港でも滑走路増設事業が実施されているところであり、国が管理する飛行場として、運用に対する安全対策などについて、国交省などに情報収集などされ、入札参加要件や企業提案などに反映されたか。</p> <p>・総合評価においては、価格の競争だけではなく、技術的評価が落札に大きく影響するものでありますが、どのような項目に着眼し、適切な評価を実施したか。</p>	<p>・本工事は、自衛隊の運用を継続しながら滑走路に近接する工事を実施するものであり、築城飛行場は、スクランブル（緊急）発進も行われる飛行場であることから、夜間においても、緊急時に運用がなされるため、工事の施工にあたっては、特に安全に留意する必要がある。</p> <p>・福岡空港の滑走路増設事業においては、当局も、米軍及び自衛隊施設の移設を国交省と打合せしながら実施しており、この打合せの場を利用して、安全対策などについて情報交換も実施している。</p> <p>・さらに、新田原飛行場や小松飛行場など、過去に実施された同様事業の資料を参考にするなどして、今回の発注の技術提案の審査細目等に反映させている。</p> <p>・総合評価にあたっては、企業による技術提案を2課題設定しており、1課題目は、施工管理上配慮すべき事項として、昼夜施工により、飛行場の運用に影響を及ぼさないための施工管理について着眼し、標準的な評価項目案として、土砂流出防止対策、運用部隊との連絡体制などを設定した。2課題目は、安全管理上配慮すべき事項として、夜間時の施工における安全管理について着眼し、標準的な評価項目案として、夜間における自衛隊機のアラート時の全ての資機材の撤収待避や作業員等への安全教育計画などを設定した。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p><b>2 [福江島(29)鉄塔改修等建築その他工事]</b></p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p>・1者応札となった要因はなにか。</p> <p>・再々公告に至るまで、多くの業者に参加してもらうための条件緩和などは実施されたか。</p> <p>・防衛省としては、離島といえど、工事完遂が必須であり、再公告まで至った結果において、見積り活用を実施するというのは、随意契約に至るような手順を単に踏んでいるだけとしか思えず、それぞれの状況に応じて、官側の積算価格の算定の中で、見積りを活用していくと言うのも整理された方がよいと思われる。</p>	<p>・本工事は、通信機材の更新に伴い、経年劣化した鉄塔の、部材の取替え及び塗装の塗り替え等を実施するものであり、部分的な改修であるため手間が掛かり、業者側にとっては敬遠しがちな工事であった。また離島工事であることから、公告開始以前より参加業者数は少ないものと想定されたことから当初から、島内に所在する資格要件を満たす業者に対し、業界団体を通じて周知し、公告のホームページ掲載について広報を実施した。</p> <p>しかしながら、島内において、他の大規模な工事が実施されていたため、技術者及び労務者の確保が出来ないことから、当該入札への参加が見送られ、結果、1者応札となったものである。</p> <p>・当初公告において、1者の参加申請があったが、技術者の確保が出来なくなったため、入札を辞退し、不成立となった。再公告において、配置技術者の配置期間及び事業所等の条件を緩和したところ、2者の申請があり、そのうち1者は入札に参加したものの、予定価格との開差が40%ほどあり不調となった。一部に実勢価格と乖離が生じていたことから、再々公告において、見積り活用方式を採用するに至ったものである。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p><b>3 [奄美(29)厚生施設等(瀬戸内地区)新設建築工事]</b></p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p>・1者応札となった要因はなにか。</p> <p>・高落札率となった要因はなにか。</p> <p>・1者応札とならないように参加要件の緩和として、具体的にはどのようなことを実施したか。</p>	<p>・本工事は、昨年8月に、奄美地区医務室、瀬戸内地区厚生施設及び警衛所の新設建築工事について一括審査方式として工事発注したところ、厚生施設及び警衛所の工事入札が不成立となったため、これらを1件の工事にまとめ、再公告とし、発注に至ったものである。</p> <p>1者応札となった要因については、不成立の結果を受け、鹿児島県の業界等から聴き取りを行ったところ、奄美地区を含め、鹿児島県内においても建設ラッシュとなっており、当局が事前に情報収集した状況より技術者及び労務者の確保が厳しい状況となっていた。業者からは申請したくとも出来ない状況であったと聞いている。</p> <p>・高落札率となった要因は、見積活用方式を採用し、一者応札であったことから、高落札率となったことが考えられる。また、発注済みの建築工事の積算内訳書については、建設工事ダウンロードシステム上に公表され、閲覧が可能であることから予定価格が推測されたものと思われる。</p> <p>・配置予定技術者の配置期間については、工期初日が平成29年10月31日であるが、作業工程等を調整し、技術者の配置を平成30年4月1日からと拘束期間を短く設定することで、入札に参加しやすくなるよう配慮している。</p> <p>・また、労務者不足から、一部工種で単価が上がっているとの状況から、鉄筋工、型枠工において、業者側の見積を審査し積算価格に反映する見積活用方式とすることとした。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p><b>4 [佐世保（29）崎辺地区設備基本検討]</b></p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1者応札となった要因はなにか。</li> <li>・ 履行期間が約1年と長く、そのあたりも要因となったのではないか。</li> <li>・ 高度な技術的な提案を競わせるためのプロポーザル方式の採用であり、1者応札となれば、競合もなく、低評価の業者を特定することにならないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務は、佐世保市崎辺地区に新編される海上自衛隊の崎辺東地区について、既存の施設も含めた設備に関する基本検討を実施するものである。</li> <li>・ 1者応札となった要因は、開札後、複数の業者に対して聴き取り調査を実施したところ、参加資格要件の同種業務の実績はあるものの、技術者の手持ち業務量の制限を超えていたことから参加がかなわなかったとのことであった。</li> <li>・ 今後の検討課題としたい。</li> <li>・ 参加資格要件及び同種業務の実績も良好であり、また、特定の際の企業提案に対する評価についても、配点の約7割以上を獲得していることから特段、問題はない。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p><b>5〔熊本防衛支局（29）建築積算等技術支援業務〕</b></p> <p>（一般競争（政府調達協定対象外））</p> <p>・ 1者応札となった要因はなにか。</p> <p>・ 業界の状況に流されて、1者応札で高落札率の事案が増えていくのではないかと心配している。どういう形で発注すれば、複数の業者が競争可能となるのか、1者応札の要因もいろいろな形があると思われるので、検証する必要がある。</p>	<p>・ 本業務は、当支局において、平成30年度に発注を計画している奄美・瀬戸内両地区の建築工事発注図面等の編集業務、積算に必要な見積りの収集・整理業務及び工事費積算内訳書作成の支援業務を行うものである。</p> <p>・ 1者応札の要因は、昨年度も、本業務と同様の業務を発注しており、その業務期間が本年3月31日までと本業務と重複していたことから、昨年度の業務受注者以外の企業が当該業務への参加を敬遠したものと推測される。また、業務日数は1月当たり平均7～8人・日と少ないことから入札参加意欲を鈍らせたものと推測される。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談 合 疑 義 件 数		0 件	(審議結果) 該当案件なし
工 事	談 合 情 報	0 件	
	点 検 結 果 疑 義	0 件	
業 務	談 合 情 報	0 件	
	点 検 結 果 疑 義	0 件	
		意 見・質 問	回 答
○委員からの 意見・質問			
○それに対する 回答等			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容			

3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）			
審 議 概 要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一位不動の分析</li> <li>・順位不動の分析</li> <li>・低入札、不調、不成立事案の分析</li> <li>・落札率、応札率の分析</li> </ul>	
		意 見・質 問	回 答
○委員からの 意見・質問		なし	
○それに対する 回答等			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし	